

令和■年（ワ）第■号 損害賠償請求事件

原告 閲覧制限

被告 東京都

原告第2準備書面

2022年8月9日

東京地方裁判所民事■ 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 西山温子他

目次

第1 被告準備書面（1）「第2 本件の事実経過」についての認否	5
1 「1 本件公園での取扱状況」について	5
(1) 「(1) 地域課員による取扱状況」について	5
(2) 「(2) 生活安全課員による取扱状況について」について	6
2 「2 ●●署における取扱状況について」	7
3 「3 訴外男性に対する原告ら連絡先の教示等について」について	10
第2 本件の事実経過に関する反論	11
1 公園における警察官らの対応について	11
(1) 訴外男性の言動及び警察官らがその言動を咎めなかつたこと	11
(2) 原告娘に対する言動が極めて差別的なものであつたこと	11
(3) 原告母が明確に帰宅の希望を伝えていたこと	12
2 警察署における警察官らの対応について	13

(1) 事情聴取が長時間に及んだこと	13
ア 乙1号証及び乙2号証の聴取時間に信用性が認められないこと	13
イ 「休憩時間」は存在しなかったこと	14
ウ 小括	15
(2) 複数の警察官に囲まれて威圧されていたこと	15
(3) 原告娘の単独聴取時間の長さについて	16
(4) 原告らの写真撮影について、原告母は了承していないこと	16
第3 原告らの主張1（警察官らの行為が国賠法上違法であること）	17
1 事情聴取の必要性がなかったこと	17
(1) 本件が軽微な事案であり且つ警察官らもそのように認識していたこと	17
ア 訴外子に対し、ほとんど関心が示されなかっこと	17
イ 杜撰な「現場検証」	18
ウ 報告書が作成されなかっこと	20
エ 小括	20
(2) 1時間半もの留め置きが不要であったこと	21
(3) 警察署への連行が必要なかっこと	22
2 警察官らの行為の違法性	23
(1) 任意であることを告げずに警察署へ連行したこと	23
(2) 長時間に渡り、聴取したこと	23
(3) 原告らに身体的苦痛を与え、健康状態に配慮しなかったこと	23
(4) 警察官が訴外男性の言い分を認めるよう迫ったこと	25
ア 原告母が滑り台上の状況を「分からぬ」と回答した事実はない	25
イ 原告母の回答が一貫しているのに、執拗に聴取を続いていること	26
ウ 訴外男性の主張どおりの内容で児童相談所へ通告したこと	27
エ 被告の「無理やり事実をねじ曲げる理由も必要性もない」との主張が 詭弁であること	27

オ 小括	28
(5) 原告娘の単独聴取について	29
ア 単独聴取する必要などなかったこと	29
(ア) 原告母を立ち会わせることが可能であったこと	29
(イ) 幼児の性質から信用性のある証言を得ることは困難であったこと	29
イ 社会通念上許容されることのない不相当な態様であったこと	30
(ア) 保護者である原告母の立ち会いを認めなかつたこと	30
(イ) 原告母から引き離した上、精神的苦痛を感じる時間聴取を継続したこと	31
(ウ) 小括	32
(6) 写真撮影について	33
ア 写真撮影の目的について、警察官が説明していないこと	33
イ 求釈明	33
(7) 小括	34
第4 原告らの主張2（警察官らの対応は、違法な人種差別行為に該当すること）	34
1 警察官が当初から差別的意識をもって対応していたこと	34
2 訴外男性の言い分を一方的に信用したこと	35
(1) 訴外男性と妻には現場説明の機会を与える一方で母子には現場で説明させていないこと	35
(2) 訴外男性と妻の主張は、その場で再現すれば、原告娘には不可能であったと分かったはずであるのに、確認を怠ったこと	36
ア 滑り面から滑り台を登ることはできない	37
イ 滑り台上のアーチ上の手摺りにぶら下がることはできない	37
(3) 電話通訳の通訳要請受理簿（乙1、2）に予断が書かれていること	39
(4) 小括	40
3 原告らを警察署に同行する必要がなかったこと	41
4 警察署に同行させる際に、原告母の帰宅の意向を無視したこと	42

5 原告らの個人情報を訴外男性に開示したこと	42
第5 原告らの主張3（個人情報の第三者提供の違法性）	43
1 原告母は訴外男性への個人情報の提供に同意していないこと	43
2 [REDACTED]警部補による個人情報の提供の違法性	44
(1) 訴外男性に対し原告母の情報を提供する必要がなかったこと	44
(2) 注意義務違反	45
3 損害の拡大	46
(1) はじめに	46
(2) 繰り返される原告らの権利を侵害する投稿	46
ア 原告娘を「殺人未遂犯」とするTwitterアカウントの存在	46
イ 訴外男性による「殺人未遂犯」ツイート	47
ウ 原告母の実名を出し児童館に連絡をしたとツイート	48
エ 原告母の実名を出し制作会社が「自宅まで行ったみたい」とツイート	48
オ 外国人差別のツイート	49
(3) まとめ	49
5 小括	50

第1 被告準備書面（1）「第2 本件の事実経過」についての認否

1 「1 本件公園での取扱状況」について

（1）「(1) 地域課員による取扱状況」について

ア アについて

不知。

イ イについて

午後1時半頃、本件公園に警察官2名が臨場したこと、訴外男性が原告母の在留カードを確認するよう大声で警察官に述べていたこと、訴外通訳者から傷害を受けたと申し立てたこと、警察官が原告母及び訴外男性を移動させたことは認め、その余は不知。

ウ ウについて

不知。

エ エについて

臨場した警察官が原告母に話しかけたこと、訴外通訳者が警察官と原告母の間を通訳したことは認め、その余は否認する。

オ オについて

原告母は警察官に携帯電話を渡していない。その余は不知。

カ カについて

警察官が、原告母の在留カードを確認したこと、訴外男性が「なんでこんな外人を日本に入れるんだ。」「なんで■区のやつが■区にいるんだ。」などと怒鳴っていたこと、原告母が何もやっていないのに訴外男性が怒ってきた趣旨のことを伝えたことは認め、警察官が訴外男性を注意したことは否認する。警察官が全く訴外男性を咎めなかつたことは、後述するとおり、その場にいた訴外通訳者の証言からも明らかである（第2の1の（1））。

(2) 「(2) 生活安全課員による取扱状況について」について

ア アについて

先着2名の警察官らに遅れて████████警部補ら2名が本件公園に到着したことは認めるが、その余は不知。

イ イについて

公園に臨場した警察官の一人が本件公園において訴外男性の話を聞き、もう一人が原告母の話を聞いたことは認める。その余は不知。

ウ ウについて

不知。

エ エについて

不知。

オ オについて

不知。

カ カについて

第一文は、不知。

第二文前段の「大声で怒鳴ってきたなどと申し立てた」までは認め、同後段は否認する。

原告母は、原告娘の滑り台の状況を常に見ていた。

キ キについて

否認する。

そもそも、原告母は、滑り台の状況をずっと見ており、原告娘が訴外男性の息子を蹴っていないことを確信し、一貫してその旨主張しており、そのことは、訴外通訳者の証言から明らかである（甲11）。従って、████████警部補が、原告母が「滑り台での状況を見ていない様子であった」と認識することはあり得ない。仮に同人が、原告母が様子を見ていない様子だと認識していたとしたら、原告母の話を真摯に聞くことなく、原告母に落ち

度があるとの差別意識で状況を判断したことの証左である。

████████ 警部補が、原告娘に対して「日本語喋れねえのか。」「どうせお前がやったんだろう。」と差別的で、原告娘が蹴ったと決めつけた発言をしていたことは、後述する訴外通訳者の証言からも明らかである（第2の1の(2)）。

ク クについて

第一段落及び第二段落について、原告母が、午後3時頃に警察車両に乗せられて████署に向かった事実は認めるが、その余は否認する。

原告母は、帰宅したいと要望していたし、警察車両に乗車したのは、████署に向かうことを任意で了承したからではなく、拒否したが強く求められ拒否が許されない状況であったからである。

第三段落について、本件公園にさらに2名の警察官が来たことは認めるが、その余は不知。

2 「2 ●●署における取扱状況について」

(1) (1)について

第1文は、原告らが聴取を受けた部屋が4階であることは不知、その余は認める。

第2文は、原告母が警察官から「イングリッシュオーケー？」と尋ねられ「OK」と返答したこと、原告らの聴取のために、別の場所にいる警察官による電話通訳が用いられたことは認め、正確な聴取の開始時間については、不知。後述のとおり、乙1号証及び乙2号証の聴取時間（開始時刻と終了時刻の記載）の信用性については争う（第2の2 (1) ア）。

なお、聴取は████警部補が主として行い、部屋のドアは開いており、████の他に部屋の中と外に警察官が4人ほどいた。

(2) (2)について

第1文は、████████警部補が通訳員の通訳を介し、原告母について本件状況を見ていたことを尋ねたこと、及び原告娘は訴外子を蹴っていない、原告娘から目を離していないと述べたことは認め、その余は否認する。原告母が滑り台上の状況について「わからない」「見ていない」と言ったことはない。

第2文は、████████警部補の内心は不知、聴取中に原告母が聴取室を退出したことがあることは認め、退出することを了承したことは否認する。但し、原告母が聴取室を退出したのは一度だけである。

(3)(3)について

原告娘が、訴外子を蹴っていない何もしていないと言ったことは認め、その余は否認する。

原告娘の事情聴取は15分以上行われ、終了時刻は午後4時35分ころであった。被告の聴取時間（開始時刻及び終了時刻の記載）に関する主張が事実でないことは後述する（第2の2（1）ア）。

(4) (4)について

████████警部補による原告娘の事情聴取中に原告母が携帯電話で通話していたこと、聴取室で原告娘が泣き出したことは認め、その余は否認する。

████████警部補による原告娘の事情聴取は15分以上行われ、原告母は、助けを求めるため、訴外████████に電話をしていた（甲4の2）。かかる聴取中に原告娘は泣き出したのである。

(5) (5)について

████████警部補が████████氏に架電したことは認め、████████警部補の内心は不知、その余は否認する。

████████警部補は██████氏に原告母に原告娘が蹴ったことを認めるように説得することを求めた（甲10：【聴取報告書】）。

（6）(6)について

同日、●●警察署内で警察官が原告らの写真撮影を行ったことは認める。但し、原告母は、撮影のタイミングが原告娘の聴取前であったと認識している。原告母は、警察官から「We need record（記録が必要だ）」と言われ、写真撮影される以外の選択肢はないと思い、拒否することができなかつたに過ぎない。

（7）(7)について

聴取室に出入りしていた████████警部補ないしその他の警察官らから確認されたのに対し、原告母が、原告娘が滑り台に登ってからは目を離さず見ており、原告娘が訴外子を蹴っていないと述べたこと、及び、原告母が、事情聴取中、障害のある息子が帰って来るから自宅に帰りたいと述べたことは認め、その余は否認する。本件当日、訴外男性が怒り出す30分ほど前に、母国にいる姉から原告母の携帯電話に着信があったが、またかけ直す旨を告げてすぐ電話を終えているし、その間も原告母は原告娘から目を離さなかつた。

（8）(8)について

警察官が原告母のいる場で、原告娘に滑り台の様子について尋ねたことは認め、その余は否認する。

原告娘は滑り台の階段上のアーチにぶら下がったことを認めていないし、「スイング」等とも発言していない。また、原告母が聴取の途中に部屋を退出したのは1回だけである。

(9) (9)について

否認する。

前項で述べたとおり、原告娘は前述した1回以外には単独で聴取されていないし、被告が主張するやり取り自体がない。原告娘が手すり部分にぶら下がり、足振りをしたことはなく、認めた事実もない。

(10) (10)について

原告らは事情聴取終了後一定時間廊下のソファで待たされたこと、及び、午後6時25分頃に1階まで警察官に同行されたことは認める。本件公園で訴外男性が民事裁判で原告母を訴える旨を述べていたこと、警察官の内心、正確な事情聴取の終了時刻は不知、その余は否認する。

原告母が、訴外男性に対する個人情報の開示に同意した事実はない。

原告母は、警察官から「I want you to give your number to the man.」(あの男性にあなたの電話番号を教えたい)と言われ、明確に「No」と答えた。警察官は、原告母に対し、訴外男性に電話番号を教示する理由について、当事者同士で話をするためと述べたため、原告母は、訴外男性が英語を話せず、原告母は日本語が分からぬのに、どうやってコミュニケーションを取るのか、と疑問を投げかけたが、████████警部補は取り合わなかった。

████████警部補は、原告母の同意のないまま、訴外男性に原告母の個人情報を教示したのである。

- 3 「3 訴外男性に対する原告母連絡先の教示等について」について
不知。

第2 本件の事実経過に関する反論

1 公園における警察官らの対応について

(1) 訴外男性の言動及び警察官らがその言動を咎めなかつたこと

被告は、訴外男性の原告らに対する差別的発言について、「そんなことを言うのはやめてください」と何度も注意したと主張する。

しかしながら、警察官らが訴外男性の差別的な言動を注意するようなことはなく、その場にいた訴外通訳者が、警察官らが全く注意しないことに強い違和感をおぼえて、「なんで止めないんですか」と言ったことを記憶している（甲11【陳述書】）。訴外通訳者は、当日その場を通りかかり、訴外男性が原告母に暴力を振るおうとしていることに驚き、間に入っただけで（甲11）、原告らとは一切面識もなく、利害関係もないから、同人の証言は十分に信用できる。

また、後日、訴外男性またはその関係者と思われるTwitterアカウントから、訴外通訳者に暴行を受けた等と名誉を毀損する内容と、訴外通訳者の写真を無断で掲載した上、「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」と、記載された投稿があった（甲9の1【Twitterの投稿】）。

このことから、訴外男性が、警察は自分の味方であると認識していることは明らかであり、警察官らから何度も注意されていれば、このように警察が味方のようには感じないはずである。

訴外通訳者の証言の内容は、客観的な証拠と齟齬がなく、信用性が高い。

したがって、警察官らが訴外男性の差別的言動を注意したという事実はない。

(2) 原告娘に対する言動が極めて差別的なものであったこと

████████警部補が原告娘に対し、「お前がどうせ蹴ったんだろう」「ほんとに日本語話せねえのか」と不公平且つ差別的、強圧的な発言をしたことは、訴

外通訳者が証言している（甲11）。このような衝撃的な内容の発言を強烈に記憶していることは極自然なことである。

また、被告の主張する「日本の学校に行っているの？」という発言は、未就学児にしか見えない3歳の幼児に対する発言として不自然であるし、後述するとおり、言い方が丁寧でなかったことは置いても、「君が本当に蹴ったの？」という発言内容自体がすでに差別意識に由来する（第4の1）。

被告は、████████警部補が原告娘の説明を遮った事実はないと主張するが、少なくとも原告娘に状況を説明させようとしてもいない。実際に滑り台を用いて再現させ、事情を聴く方が真相の解明に資することは自明であるし、訴外通訳者が通訳できることも分かっていたのであるから、原告娘や、母親である原告母に指示説明させることはできたはずであるが、████████警部補はこれを怠ったか、敢えてさせなかつたのである。

（3）原告母が明確に帰宅の希望を伝えていたこと

被告は、●●署で話を聞きたいと伝えたら、原告母が了承したと主張するが、事実に反する。

原告母は明確に帰宅したい旨を伝えている。このことは、訴外通訳者の証言からも明らかである（甲11）。

そもそも原告母には、同行に応じる理由がなかった。当日（令和3年6月1日）の東京の最高気温は25.7度の夏日、屋外で1時間半もの間留め置かれ、疲労していた。昼食をとっていない3歳児の原告娘を連れていて、障害のある長男が帰宅するのを迎えるわけならなかつた。

そして、原告母と面識がなく、家族構成も分からぬはずの訴外通訳者が「息子が帰ってくるから帰宅しないといけない」と通訳した、と具体的に証言していることからも（甲11）、訴外通訳者が原告母の帰宅の希望を████████警部補に伝えたことは、明らかである。

2 警察署における警察官らの対応について

(1) 事情聴取が長時間に及んだこと

被告は、原告らの警察署での事情聴取は実質 30 分程度だった（被告準備書面（1）20 頁）上に、1 時間の休憩を挟んでいた（被告準備書面（1）21 頁）等と主張するが、事実に反する。

ア 乙 1 号証及び乙 2 号証の聴取時間に信用性が認められないこと

被告は、主張する聴取時間の根拠として、電話通訳の「通訳要請受理簿」（乙 1 ・乙 2）を提出している。

しかしながら、これらの書類には、ボールペンで書かれた個所と鉛筆で書かれた個所が混在し（乙 1 ・乙 2）、公的な報告文書として極めて不自然な状態になっており、記載されている処理時間自体も信用できない。

また、「処理時間」に記載されている時刻が、5 分刻みとなっており、実際に開始、終了した正確な時刻を記載していない可能性が高いことからも、記載された処理時間は信用できない。

本件では、公園を出た時間が午後 3 時頃であったことは、争いがなく、客観的な証拠からも裏付けられている（甲 4 の 1 【発信履歴】・甲 10）ところ、公園と警察署の距離は、[REDACTED] km、車での所要時間は [REDACTED] 分（甲 12 【Google マップ】）であるから、午後 3 時 15 分頃には警察署に到着していたはずである。被告の主張では、警察署に到着してから、原告母が飲み物を購入した後、すぐに本件聴取室に入って、通訳を要請したことになっているが（被告準備書面（1）第 2 ・ 2 （1）14 頁）、乙 1 号証の受理日時は、「15 時 45 分」とされており（乙 1）、不自然な空白の 30 分が存在することになる。この点からも、乙 1 号証の処理時間の記載が信用できないことは明らかである。

イ 「休憩時間」は存在しなかったこと

被告の主張によると、乙1号証と乙2号証の時間の記載の間に丁度1時間の空白があることを根拠に、原告らが1時間の休憩を取っていた等と主張する（被告準備書面（1）21頁）が、当日、原告らが休憩した事実はない。

本件では、原告娘の単独聴取の際に、原告母が聴取室の外で電話をかけていたことには争いがないところ、原告母の発信履歴によれば、原告母は、■■■の生活福祉課■■■（電話番号：03-■■■-■■■・甲13【■■■区HP】）宛てに午後4時23分から12分間の通話をしていることが分かる（甲4の1）。また、この電話を受けた訴外■■■によれば、この時の原告母は、原告娘だけが事情聴取を受けていることや、パニックになってNOと言えなかつたと言っており、電話ごしに、男性の声で「電話かけるの分かってるよー」「別々に話聞かないと」と言っているのが聞こえたとのことであり（甲10）、通話中に原告娘の事情聴取が行われていたことが明らかである。

上記訴外■■■との通話時間は、午後4時23分から4時35分であるが、これは、被告が主張する「休憩時間（午後4時5分から5時5分）」の最中ということになるから、被告の休憩時間だとする主張は客観的な証拠と矛盾しており、信用できないことは明らかである。

また、仮に事情聴取中に1時間もの休憩時間を取りたのだとしたら、不当な身体拘束はなかつたと主張している被告にとっては、極めて有利な事実であるから、具体的に主張されてしかるべきであるが、「本件の事実経過」「●●署における取扱状況について」（被告準備書面（1）14頁ないし17頁）には、休憩時間という単語は一つも記載がなく、原告らにどんな声をかけたのか、原告らがどんな風に過ごしたのか、休憩を取ることにした理由など、具体的な記載は一切ないのである。休憩時間など存在しなかつ

た証左であろう。

仮に、通訳を入れての聴取が行われていなかった時間が存在していたとしても、直ちに原告らに対する聴取がその間行われていなかつたことにはならないし、実際、原告らは帰宅することができず、後述するようにトイレに行くことすらできていないのであるから（第3の2の（3））、少なくとも事実上の身体拘束は続いていたのであって、そのような時間を休憩時間と評価することはできない。

ウ 小括

以上述べてきたとおり、聴取時間に関する被告の主張は事実に反し、原告らは休憩なしに、午後3時15分から午後6時30分頃まで、事実上の身体的拘束を受けた。仮に通訳を介さない時間があったとしても、その間を含め、解放されるまでの間、事実上の身体的拘束を受けていた。

（2）複数の警察官に囲まれて威圧されていたこと

被告は、準備書面（2）末尾添付の聴取室の図面を作成し、原告らの主張する最大5名もの警察官はそもそも部屋に入りきらないと主張する。

しかしながら、当該図面を見ても、原告母と原告娘の向かいに2名、入り口からロッカーまでの間の110cm×約160cmのスペースに2名、聴取室と廊下との間（事情聴取の際には入り口のドアは開いていた）に、1～2名という配置であれば、物理的に、5名が原告らを威圧することは可能である。したがって、被告作成の聴取室の図面と、原告らの主張は矛盾しない。

少なくとも、原告らの他に4人が優に入るだけのスペースがあり、4人に囲まれば、威圧感をおぼえるのには、十分である。

(3) 原告娘の単独聴取時間の長さについて

被告は、原告娘への単独聴取は2回に分けて行われ、████████警部補による第1回聴取では「2、3分」、██████巡査部長による第2回聴取時には具体的な時間は主張されていないが、いずれも短時間であったと主張する。

しかしながら、原告娘の聴取は、午後4時35分頃まで一度だけ████████警部補により行われ、聴取時間は15分以上であった。

前述のとおり、本件では、原告娘の単独聴取の際に、原告母が聴取室の外で電話をかけていたことには争いがないところ、原告母の発信履歴によれば、原告母は、訴外████宛てに、午後4時23分から12分間の通話をしていることが分かる（甲4の2【発信履歴】）。

加えて、当日、原告母が聴取室の外に出されてから、原告母は同国人の知人に電話をかけ、助けてほしいと訴えて2、3分話していた。しかしながら、当該知人からは、協力を得られず、他に連絡する先もないことから、訴外████████に助けを求めて電話をしたので、少なくとも最低15分程度は原告娘一人で聴取されていた。

(4) 原告らの写真撮影について、原告母は了承していないこと

被告は、乙6号証の1ないし4の写真に、原告娘がピースサインをして写っていることを、原告母が写真撮影を了承した証左だと主張する。

しかしながら、当時原告娘はわずか3歳であって、当然写真撮影の目的など理解できるはずはなく、普段写真を撮る際にピースサインをしていたことから、同じようにピースサインをしただけである。また、警察官らの要求に対して心理的に抵抗できない状態で撮影されているので、ピースサインを注意するような状況になかった。原告娘がピースサインをしていたからといって、原告母が写真撮影を了承していたとはいえない。

第3 原告らの主張1（警察官らの行為が国賠法上違法であること）

1 事情聴取の必要性がなかったこと

（1）本件が軽微な事案であり且つ警察官らもそのように認識していたこと

以下の点から見て、被告が主張する、原告らを長時間留め置き、さらに警察署で長時間聴取する必要があるほどの事案の「重大性」に応じた警察官らの言動はなく、警察官らも実際には本件事案が軽微であると認識していたことは、明らかである。

ア 訴外子に対し、ほとんど関心が示されなかったこと

被告は、「…訴外子が…大怪我をする可能性も十分にあったといえる事案である」と主張して、本件は重大な事案で、事情聴取の必要性があったと主張する。

訴外子に重大な結果が生じうるということが、事情聴取の必要性として、認識されていた、ということのようである。したがって、訴外子にどんな結果が生じているのか、ということが最大の関心事であるべき状況であった。

しかしながら、警察官2名が臨場してから [REDACTED] 警部補が臨場するまでの約20分間、訴外子の状況を確認した形跡はなく、後から臨場した [REDACTED] 警部補が怪我の有無を確認するといつてしたことは、訴外男性に聞いただけである（被告準備書面（1）第2の1（2）ウ（11頁））。

被告の主張の前提是、「仮に原告娘が蹴ったのだとしたら」、というところにあるが、[REDACTED] 警部補は、この点について、訴外男性と原告母の言い分が違っていることを事前に情報として認識していたのであるから（被告準備書面（1）ア「先着の [REDACTED] 巡査長から原告母及び訴外男性から聴取した内容について説明を受けた」11頁）、まずは、重大な結果を生じうる「蹴られた」との訴えが事実かどうか、訴外子の様子を具に確認すべきで

あった。

具体的に言えば、訴外子の洋服に公園の砂や靴跡がついていないのか、洋服の中を見て、蹴られた部分が発赤していないか、「蹴られた」とすれば、存在すべきそのような証跡があれば、訴外男性の了承を得て、写真撮影もすべきであるが、被告は写真を撮影していないことを認めている（被告準備書面（1）4頁最終行から5頁1行目）。なお、一般的に内出血によるあざの場合、数分も経たないうちに、青紫色のあざが作られる（甲14【インターネットページ「内出血が原因のあざ】）ので、仮に訴外子が受傷していたとしたら、「発生」から30分以上経過した時点で、少なくともあざになる兆候として赤いあざや、腫れた様子が分かったはずである。

訴外子に关心が払われていなかたことについては、訴外通訳者も「私が見る限り男性の息子は怪我をしているようには見えませんでしたし、男性も含めて誰も、怪我している子を手当したりかばったりしているようにも見えませんでした。」と述べている（甲11）。

訴外子に生じた結果が一番の関心事であるべき現場で、訴外子は、ほとんど関心を持たれていなかつたのである。

警察官らが、訴外子に何が起こったのかという、問題の核心に注意を払っていなかつた以上、警察官らが、事案の重大性を認識して行動していたとは、到底考えられない。

イ 杜撰な「現場検証」

被告によれば、████████警部補は、訴外男性に滑り台を案内させ、現場で本件状況について説明を求めたという。

被告は原告母の求釈明に応えず、訴外男性が「具体的に」述べたという説明の詳細を明らかにできないようであるが、「本件状況」があり得るのかどうかは、滑り台を指し示した程度では分かりえず、訴外子と原告娘の身

長や滑り台の構造、各部の長さなどを調べない限り分からぬ（訴外男性の主張したとおりの状況が起こりえないことは、後述する（第4の2の(2)）。

「重大」な事案（且つ当事者の言い分が異なっている）なのであれば、具体的な現場検証が行われてしかるべきであるが、当日の杜撰な「現場検証」からは、████████警部補が事案の重大性を認識していたとは到底考えられない。

訴外男性は、原告母について「滑り台近くのベンチに座って、スマートフォンを操作しており、原告娘を見ていなかった」と述べたというが、訴外男性が「本件状況」発生時に、原告母が携帯電話で話していて滑り台を見ていなことを、現認していたのだとしたら、子どもから目を離していたのは、むしろ訴外男性である。しかしながら████████警部補は、そのような単純な指摘をした様子もない。

████████警部補は、訴外男性と当然利害が一致する訴外男性の妻からも事情聴取をしているが、「本件状況」の発生時にそれを目撃したという妻が、どこから見ていたのかや、滑り台とその位置からの距離感、位置関係、妻の視力など、確認すべきことを確認していないし、現場で再現させてもいい。一般的に言っても、利害の一致する目撃者からの聴き取りとして、不十分極まりない。被告は、さらに「重大な事案」だと認識していたと主張するのであるから、なお更、警察官らの言動と辻褄が合わない。

さらには、████████警部補は、反対側の当事者である原告母には、現場で説明をさせていない。その場に通訳する人物までおり、実施可能だったにも拘らず、である。原告母に具体的な事情説明をさせるためには、現場で原告娘を立たせて再現なども交えて行えば、少なくとも警察署で事情聴取するよりもよっぽど意味のある事情聴取が可能だったにも拘らず、████████警部補らは、これを怠ったか、敢えて無視したのである。

原告母が滑り台上の状況を聞かれて「わからない」「電話していた」と答えた事実はないが、被告の主張が事実なら、その際に原告母が電話していたかどうかは、原告母の携帯電話の発着信履歴を見ればその場ですぐに分かったはずである。

このような不公平且つ不十分な聴取しかなされていないにも拘らず、「原告母が滑り台での状況を見ていない様子であった」と決めつける背景に■■■■■警部補の差別意識があることについては後述する（第4の1、2）。

ウ 報告書が作成されなかったこと

本件公園で訴外男性から事情聴取した警察官が作成した報告書は存在せず（被告準備書面（2）第1（1））、その他事情聴取に関する聴取事項の報告書報告書の有無や内容については、「応答の要を認めない」として回答していないが、仮に報告書が作成されていないとすれば、これ自体が「重大な」事案ではなかったことの証左である。

しかしながら、「生活安全相談処理結果表」など、110番通報後の処理に関する報告書が一切ないとすれば、不自然極まりない。警察官らの原告に対する差別意識の有無や、訴外男性の言い分を認めるように迫った事実の有無等が争点となっている本件において、現場の警察官がどのように認識し、記載していたかは、重要な情報である。

本件公園における警察官らの作成した報告書等の有無について回答し、該当書類が存在するとすれば、その報告書類を開示されたい。

エ 小括

以上のように、公園での取り扱いについて、警察官らが本件を重大な事案として認識していたとは到底思われない杜撰な処理をしていたこと、は明らかである。

結局のところ、警察官らの公園での取り扱いや、原告らを警察署へ連行したことは、訴外男性の差別的な言動を含む激しい抗議に迎合して、外国人且つ女性という明らかに弱い立場にあった原告らに責任を押し付け、容易に事件を処理しようとしたものに過ぎない。

(2) 1時間半もの留め置きが不要であったこと

公園での事実上の拘束時間が、約1時間半であったことには、争いがないところ、被告は、「現場の写真撮影や客観的資料となる防犯カメラの確認及び目撃者からの事情聴取も行っていた」から、1時間半程度を要しても、不当な留め置きではないと主張する（被告準備書面（1）第3の2イ（ア）19頁）。

しかしながら、████████警部補が「現場」を撮影したとする唯一の写真である乙3号証は、滑り台が1方向からのみ撮影されているだけである（乙3）。滑り台の接写した写真も、訴外男性の妻が見ていたと称する地点からの撮影された写真も、原告母が座っていたとされるベンチから撮影された写真もない。長さを示す巻き尺などと合わせて撮られたものもない。乙3号証1枚の撮影は、数秒で終わる話である。

また、現場を捉えることができる防犯カメラの有無は、その場に行けば瞬時に存在しないことが分かる。滑り台周辺は見通しが良く、周囲を見渡せば、周囲に防犯カメラがないことはすぐに分かるからである。

目撲者からの事情聴取がすぐに終わったことは、被告の主張からも明らかである。

これらの処理を警察官1人でやったとしても、1時間半を要するとは到底思えないが、当時現場には、6名もの警察官が臨場していたのである。

原告らが約1時間半も留め置かれたことを正当化する理由はないと言わざるを得ない。

なお、被告は、本件と合わせて訴外男性と訴外通訳者間のトラブルも処理していたことも、長時間に及んだ理由にしているが、後者は、刑事事件であって、[REDACTED] 警部補が刑事課の刑事を現場に呼んでいることから（被告準備書面（1）第2の1（2）ウ11頁）、原告母と原告娘をその場に留め置く理由にはならない。

（3）警察署への連行が必要なかったこと

本件は、滑り台の上で、①原告娘が訴外子を蹴ったのか、②（蹴ったにしろ、蹴っていないにしろ、）その場を原告母が見ていたのかの二点を確認すれば、聴取が終了するはずの事案である。

①について、原告母が一貫して原告娘は蹴っていないと述べたことには争いがなく、②についても、ずっと目を離さず見ていたと答えたことにも争いがない。

以上の原告母の回答を前提にすると、滑り台上の状況の「詳細な説明」を求められても、原告娘は普通に滑り台で遊んでいただけなので、訴外男性が説明したような具体的な状況を説明する余地はそもそもないのである。

仮に事案解明に必要なのであれば、警察署に連行するのではなくて、滑り台まで連れて行って、現場で説明させれば良く、そのような検証を行えば、訴外男性の言い分があり得ないことが、判明したはずである。この点については、後述する（第4の2の（2））。

また、被告によれば、[REDACTED] 警部補は、電話通訳者に対し、携帯電話から架電しており（被告準備書面（1）第2の2（2）14頁）、携帯電話から電話通訳を利用することが可能なのであれば、公園にとどまり、携帯電話を用いて、原告母に対して事情聴取を行うことも、滑り台近くで原告らに具体的に説明を求めることが可能だったはずである。

2 警察官らの行為の違法性

(1) 任意であることを告げずに警察署へ連行したこと

原告母が訴外通訳者を通じて、帰宅の希望を伝えていたことは、従前主張してきた通りであるが、少なくとも、[REDACTED]警部補らは、原告母に対し、帰宅を希望する場合には、帰ってよい旨を原告母に伝えていない。

帰宅可能であるということを、外国人で日本語を解さない原告母が理解するためには、その旨の説明と通訳が必要だったことは、その場の状況から明らかであったが、[REDACTED]警部補らはこれを怠ったか、敢えて無視したのである。

加えて、外国人の場合には、当局からの指示に特に抵抗し難い属性にあり、任意性の確保が重要な対象であることは言うまでもない。

(2) 長時間に渡り、聴取したこと

前述したとおり、本件では、警察署への連行 자체が必要なかったのであるから、警察署において、約3時間半もの長時間に渡り、事情聴取及び事実上の身体的拘束を行ったことが、不当であることは明らかである。

(3) 原告らに身体的苦痛を与え、健康状態に配慮しなかったこと

被告は、原告らから食事、トイレ、オムツ交換の要望はなかったと主張する（被告準備書面（1）第3の2（1）イ（ア）等）が、事実に反する。

原告母も原告娘も当日、公園においても、警察署においても、帰宅するまでトイレに行っておらず（午前11時頃に公園に来てから、警察署で解放されるまで、約7時間半）、昼食をとっていないかった。

何度も申し出たにも拘らず、[REDACTED]警部補らに許可されなかつたからである。

仮に、原告らが公園または警察署で食事をしたり、トイレに行ったことを

████████ 警部補らが認識していれば、被告はその旨主張すると思われる所以で、原告ら公園でも警察署でも食事をとらなかつたことと、トイレに行かなかつたことには、争いはないものと思われる。

原告母の食事やトイレの申し出をしたという主張は、人間の生理現象として、極自然なものである。

事件発生が午後 1 時過ぎ頃だったことから、昼食をとっていなかつたとしてもおかしくはない。仮に昼食を食べていなかつたことを認識していなかつたとしても、幼児には、健全な成長のための間食が必要だと言われております

(甲 15 【インターネットページ「どうして子どもには、やつが必要?」】)
昼時と夕食時の間の時間に、間食を取らせる必要があつた。

また、2~3歳児は、2時間半おきに 6~10 回が平均的な排尿回数であるところ (甲 16 【インターネットページ「おしつこトラブルについて」】)、まだオムツが外れていなかつた当時 3 歳の原告娘が一度も排尿せずにいられるはずがない。成人でも、5 時間超の間、一度もトイレに行きたくならないはずがない。

前述の拘束時間から考えて、3 歳の原告娘を連れた原告母が、食事やトイレ、オムツ替えの要望を申し出なかつたとする被告の主張は、明らかに不自然で信用できない。

仮に、原告らが明示的に要望を伝えられていなかつたとすれば、それ自体が、原告らが自由に意思を伝えることができないほどの心理的なプレッシャーを、████████ 警部補らの言動から受けていたことを示すものである。

被告の主張を前提としたとしても、被聴取者の体調に配慮すること、とりわけ幼児の体調については、大人よりもさらに慎重な配慮を要することは、警察官として当然認識すべきであったところ、「要望がなかつた」からといって、長時間トイレに行っていないことを認識しながら、トイレに行くかどうか尋ねなかつたり、事情聴取の時間が長時間にわたつていても拘らず原

告娘の体調を気にかけたりしなかったことだけでも、[REDACTED] 警部補らが、原告らの健康状態に対して警察官として当然要求される配慮をしなかったことは明らかである。

したがって、[REDACTED] 警部補らは、原告らに対し、身体的、精神的苦痛を伴う事情聴取を行った。

なお、被告の休憩時間があったとの主張が成り立たないことは前述の通りである。

(4) 警察官が訴外男性の言い分を認めるよう迫ったこと

被告は、警察官らが原告らに対し、訴外男性の言い分を認めさせようとしたことを否認するが、事実に反する。

ア 原告母が滑り台の状況を「分からない」と回答した事実はない

被告の主張によれば、[REDACTED] 警部補が、警察署での事情聴取を行う必要があると考えた理由や、「第1回聴取」以降も事情聴取を続行すること、原告娘から単独で聴取することの理由となったのは、いずれも原告母が、滑り台の状況について「分からない」等と回答し、滑り台の状況を見ていない様子であったこととされているが、原告母は、原告娘の様子をずっと見ており、「分からない」と答えた事実はない。

このことは、被告が提出する乙1号証及び乙2号証の鉛筆書き部分からも明らかである。

乙1号証の鉛筆書き部分には、「母親によると『付近のベンチに座ってずっと見ていたが、娘は蹴ったりしていない』とのこと。両者の供述は一致しないが、「目」(※目撃者の意と思われる)の説明も考慮すると通報者の言い分が正しい可能性が高いと思われる。」とある。そこには、事情聴取が繰り返される原因となる重要な原告母の反応であったはずの「分からない」「見てない」といった発言について一切触れられていない。

乙2号証の鉛筆書き部分には、「母親に子供から目を離していない時間が数秒でもなかつたかと尋ねるも、ずっと娘を見ていたが娘は蹴っていないとの主張は変わらず。すべり台の頂上にあるアーチにぶら下がったときに足が男の子に当たつたものと考えられる。」とあり、原告母の主張が一貫していたことは記載されていても、「分からない」「見てない」との発言があったとは一切記載がないのである。原告母が滑り台上の状況について「分からない」「見てない」と回答したという被告の主張を裏付ける証拠はその他に一切ない。

イ 原告母の回答が一貫しているのに、執拗に聴取を続けていること

また、█████ 警部補らは、原告母が公園にいたときから一貫して「見ていた」と回答しているにも拘らず、「子供から目を離した時間が数秒もなかつたか」(乙2)、と尋ねているが、訴外男性が大声を上げた直前の状況を見ていれば足りるはずの本件で、殊更このような質問をするということは、原告母の発言を信用していないことはもとより、「見ていなかった」という回答を引き出そうとしているとしか考えられない。

本件では、防犯カメラ映像などの客観的な証拠が一切なかつたことには争いがないところ、原告母が原告娘をずっと見ており、且つ一貫してそう回答したということは、双方の主張が食い違っており、双方の主張を基礎づける証拠もないという状況であるから、訴外男性の主張の方が正しいと考えていない限り、聴取は終わるはずである。それでも、原告らへの「事情聴取」が続いたのは、原告娘が訴外子を蹴った、原告母が滑り台の上を見ていなかったという、訴外男性の主張する結論に至るために、「蹴ったこと」又は「見ていなかったこと」を、執拗に認めさせようとしたからに他ならない。

ウ 訴外男性の主張どおりの内容で児童相談所へ通告したこと

本件発生から 9 日後の令和 3 年 6 月 10 日、████████警部補は、原告代理人西山に対し、警察での事情聴取時に、滑り台上の状況について、原告母は、「見てたって言ってない」「見てない、知らないってそれしか言わなかつた」と事実と異なる説明をし（乙 1 号証・乙 2 号証の記載とも異なることは前述の通りである。）、滑り台の上で原告娘が訴外子を蹴ったことを前提に、原告母はその場を見ていなかつたので、親としての監護義務を果たさなかつたことから、虐待親として、児童相談所に通告した旨を述べた。通告された事実関係は、まさに訴外男性の言い分そのままである。

このように原告母が認めていないのに、認めたことを前提とした通告がなされていることからも、████████警部補らが、訴外男性の言い分を認めさせるために事情聴取を行っていたことは明らかである。

エ 被告の「無理やり事実をねじ曲げる理由も必要性もない」との主張が 詭弁であること

被告は、「本件は刑事手続等が必要な事案ではなく、事案解明のための事情聴取にすぎないのであるから、████████警部補が、原告らに「私は彼を信じる」などと申し向け、無理やり事実をねじ曲げる理由も必要性も認められない」と主張するが、詭弁である。

まず、「刑事手続等が必要な事案」であろうがなかろうが、関係者と目される人物からの事情聴取は「事案解明のため」という目的のために行われることに変わりはなく、「刑事手続等が必要な事案ではなく」の指摘は、全くもって意味不明である。

また、当然ながら「刑事手続等が必要な事案」であっても「無理やり事実をねじ曲げる」ことは決して許されるものではないのであって、あたかも「刑事手続等が必要な事案」であれば、「無理やり事実をねじ曲げる理由」

や「必要性」が認められる場合があるとも読める被告の主張は、全くもつて理解し難い。

なお、過去繰り返されてきた自白冤罪事件も、取り調べを担当した警察官らが一方的に正しいと思い込んだ事実を冤罪被害者に押し付け、自白を迫ったことで引き起こされた悲劇であるが、当の警察官らの主觀としては、事実に反するにもかかわらず「無理やり事実をねじ曲げ」て自白を迫ったのではなく、犯人であると信じた一方的な思い込みから、事実を認めさせようと自白を迫ったものと考えられる。

そして、本件でも同様のことが言える。

すなわち、本件警察官らは、当初から訴外男性の言い分を一方的に信用しており、原告らをすべり台に連れて行って現場説明を求めるこことすらしていなかつたのであって、予断なく公平中立な視点から事案を解明しようとする真摯な姿勢は皆無である。

そして、本件警察官らも、「無理やり事実をねじ曲げ」て、訴外男性の主張を認めるよう迫ったというのではなく、訴外男性の言い分を一方的信用して、原告らの言い分を聞こうとせず、原告娘が訴外男性の子を蹴ったと決めつけてこれを認めるよう迫ったのであって、「無理やり事実をねじ曲げる理由」や「必要性」はそもそも問題となり得ない。

オ 小括

以上述べてきた通り、████████警部補らが、訴外男性の言い分を認めさせようと迫ったことは明らかであり、不偏不党を旨とすべき警察活動にあって、明らかに不公平な取り扱いをすることが、極めて不当であることは明らかである。

(5) 原告娘の単独聴取について

ア 単独聴取する必要などなかったこと

(ア) 原告母を立ち会わせることが可能であったこと

原告母が滑り台上の状況について「分からない」「見ていない」と回答したことはなく、一貫してずっと見ていたが原告娘は蹴っていないと主張していたことから、原告娘に聴取する必要などなかったことは明らかであるが、仮に本件で原告娘から事情を聞くとしても、原告母を立ち会わせて行うことは十分に可能であった。

被告は、原告母が原告娘の回答を遮った等と主張し、原告母はこれを否認するものであるが、仮に被告の主張するような事態になっても、原告母に対して、原告娘に自由に回答させたいので、発言を控えてほしい旨を伝え、同室内で原告母を待機させればよいだけの話である。

(イ) 幼児の性質から信用性のある証言を得ることは困難であったこと

警察庁の「少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）」（甲17、以下「依命通達」という。）によれば、低年齢少年は、精神的に未成熟であり、①迎合する傾向（質問者の威圧感に委縮し、反論することが困難であると感じた場合等に、自分の認識等を曲げて担当者の意図に沿うような回答をしやすいこと）、②被誘導性（例えば質問者が自分の求めている回答をするように仕向けた質問をした場合に、回答者が自己的な認識等を曲げ、質問者の誘導に沿った回答をするという特性）及び③被暗示性（例えば質問者が回答をほのめかすような質問をした場合に、回答者が自分の認識等を曲げ、質問者の暗示に沿った回答をするという特性）が特に強い特性を持つとされている（甲17の第6の1（17頁））。

低年齢少年といっても、3歳児位から13歳くらいまで幅があるが、

原告娘は当時わずかに3歳であり、言語的なコミュニケーションも十分にできない年齢だったのであるから、低年齢少年の中でも特に上記の特性を強く持つから、何らかの説明、自白を引き出したとしても、その発言にそもそも信用性はなく、したがって、後述するように原告娘に過度の精神的苦痛を与えてまで単独聴取する必要性はなかった。

なお、被告の主張によれば、[REDACTED]巡査部長は、原告娘に対し、「滑り台の写真（乙3号証）を示しながら、身振り手振りを交え、滑り台の階段上のアーチ状の手すり部分にぶら下がった事実の有無について質問」したというが（被告準備書面（1）第2の2（8）16頁）、身振り手振りを使ったということは、警察官らが原告娘との間で言葉だけでは、意思疎通が困難であったと認識していたことが明らかである。言語的なコミュニケーションすら困難な3歳の幼児に、身振り手振りで質問の意図を理解させることは、一般的に考えて極めて困難である。

さらに、本件では、日本語を介しない原告らに対し、英語の電話通訳が用いられていたことには争いがないところ、電話通訳であるから、通訳者は、写真を見ることはできないし、「身振り手振り」を交えても、通訳者に伝わらないことは明らかである。

3歳の幼児はただでさえ限られた単語でしかコミュニケーションが取れず、一般的にその聴き取りが困難であるにも拘らず、さらに電話通訳を用いて、写真や身振り手振りを交えて、原告娘の自白を引き出したという被告の主張は、荒唐無稽であると言わざるを得ない。

イ 社会通念上許容されることのない不相当な態様であったこと

（ア）保護者である原告母の立ち会いを認めなかつたこと

依命通達では、少年被疑者の取調べにおいては、「やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち会わせることに留

意する」「これは、少年に無用の緊張を与えることを避け、真実の解明のための協力や事後の効果的な指導育成の効果を期待すると言う趣旨に基づくものである。」とされており（甲17の第5の4（2）15頁）、なるべく立ち会わせるということではなく、立ち会わせることが原則となっている。また、その趣旨は、保護者等の立ち会いがあった方が「真実の解明のための協力」が期待できるというところにもあるのである。

本件で、原告母を立ち会わせることが十分可能であったことは既に述べた。緊急に事情聴取する必要があり、保護者等の立会いを待てない、あるいは虐待親などで、立ち会わせることが不適当である場合など、やむを得ない場合に当たらないことは明らかである。

また、被告は、「必要性が認められる場合においてまで単独での面接を許容しない旨を規定しているとまでは認められない」（被告準備書面（1）第3の2、イ（エ）23頁）等と主張し、本件では「事案解明のために」必要性があったとするが、そもそも少年の単独聴取をやむを得ない場合以外に認めない趣旨は、前述の通り、真相解明に資するからであり、被告が親と引き離すことで、無用の緊張を与えれば、却って真相から遠ざかることになるのであって、被告らの論旨が成り立たないことは明らかである。

（イ）原告母から引き離した上、精神的苦痛を感じる時間聴取を継続したこと

原告娘の単独聴取が少なくとも15分以上行われたことについては、前述した通りである。

3歳児といえば、一般的に考えても保護者ないしは保育園の教諭等これに代わる者が常に同道していることが普通であり、保護者等が當時寄り添うことで、身体の安全と精神的な安定を得ている。したがって、3歳児が保護者等から引き離され、面識のない者に囲まれ、追及されれば、極度の

緊張、不安を感じ、恐怖すら覚えるであろうことは、社会通念上明らかである。引き離されることだけでも恐怖を感じるのであるから、それが15分程度であったとしても、幼児に深刻な精神的ダメージを与えるには十分な時間であったと言わざるを得ない。

当時原告娘は保育園にも通ったことがなく、それまで母親から離される体験がほとんどなかった。原告娘が、母親から離れている間に泣いていたことには争いがないところ、泣き出したことにとどまらず、深刻な精神的なダメージを受けたことにより、不眠、過呼吸、制服の男性を怖がる等の症状が出て、心的外傷後ストレス障害のおそれと診断されている。[REDACTED]

警部補らの事情聴取が「極めて短時間かつ簡易」なものなどではなかったことは、明らかである。

(ウ) 小括

以上述べてきたとおり、原告母の立会いは十分可能であり、言語的コミュニケーションが十分にできない幼児である原告娘に対して単独聴取を行えば、却って事案の解明から遠ざかるおそれすらあったのであるから、原告娘の単独聴取を行う必要性などなく、その態様も、原告母から引き離すことによって、原告娘に極度の緊張、不安、恐怖を与え、心的外傷後ストレス障害が疑われるほどの、身体的症状を伴う精神的苦痛を与えるに十分な長さの事情聴取を行ったもので、到底社会通念上許容されない。

結局、[REDACTED]警部補らが、原告娘の単独聴取を強行したのは、言語的コミュニケーションが困難であることを奇貨として、原告娘が認めたという既成事実を作り出そうとしたからに他ならない。

原告母の単独聴取を行った[REDACTED]警部補らの行為が国賠法上違法であることは明らかである。

(6) 写真撮影について

ア 写真撮影の目的について、警察官が説明していないこと

被告は「提出の要を認めない」として、本件について作成された報告書等の記録を一切提出せず、その存在の有無も明らかにしないが、令和3年6月10日に、原告母代理人西山が警察署を訪問した際に、■■■警部補と及び同席した■■■警部補に対し、警察署で事情聴取した内容（供述調書のようなもの）や、事情聴取が行われた時間等を記録した書類があるかを質問したところ、そのような記録がないとの回答を得ている。

記録が存在し、その資料の一つとして撮影され添付されるのであればまだしも、何等の記録や報告書が残っていないのに、写真撮影だけを行うというのは不自然である。記録すべきは、何が起こり、どのような取り扱いがあったかであって、原告らの容貌ではないはずだからである。

警察官らが署員の取扱の記録のため以外に原告らの写真を使用することがあるとすれば、前述の児童相談所への通告の際に用いられた可能性が高い。

写真撮影の際、原告母は警察官らに撮影の目的を尋ね、記録のためにあるとの説明を受けたが、母親として原告母が、子への監督の義務を果たしていないこと、いわば虐待親であることを児童相談所へ通告するため、という原告母にとって不利益な処遇に用いられることについては、何等の説明も受けていない。目的を秘しての写真撮影が行われたとすれば、原告母の眞の了承がないことは、明らかである。

イ 求釈明

被告は、以下の点を明らかにし、資料を提出されたい。なお、被告が

提出に応じない場合には、児童相談所への通告に関する文書や通告内容について、文書送付嘱託ないし調査嘱託の申立ても検討している。

- ① 乙6号証の1ないし4の写真を撮影した目的及びその写真の使途
- ② ●●署が■児童相談所に対して行った、原告母親子に関する通告の内容と通告のために作成した書類

(7) 小括

以上述べてきた通り、■警部補らの一連の行為には、必要性（緊急性）が認められず、上記のような具体的な状況かで相当なものとは言えないので、職務上の法的義務に違反したものとして、国家賠償法上違法である。

第4 原告らの主張2（警察官らの対応は、違法な人種差別行為に該当すること）

1 警察官が当初から差別的意識をもって対応していたこと

被告は、準備書面（1）において、警察官らの原告らに対する態度は適切なものであったと主張している。

しかし、警察官らの原告らに対する態度が見下したようなものであり、口調も激しく乱暴なものであったことは、公園で原告母の通訳をした訴外通訳者ははっきりと目撃されている（甲11）。

訴外通訳者は、警察官らのこのような態度や口調は全体的にひどいものであったが、象徴的なものとして、■警部補と思われる警察官の、原告娘に対する言動を挙げている。訴状36頁でも主張したとおり、■警部補は、原告娘を睨みつけるようにしながら、見下したようなとても激しい口調で「お前がどうせ蹴ったんだろう」、「お前が蹴ったからこんなことになってるんだろうが」、「お前ほんとに日本語喋れねえのか」などと言った。■警部補のこの態度・発言は、警察官の一般市民、それも3歳の子どもに対する態度・発言と

してあまりにも酷いものであったため、訴外通訳者は、ショックを受け、強く記憶しているものである（甲11）。

また、被告は、████████警部補が「君が本当に蹴ったの？」などと質問したと主張しているが（被告準備書面（1）第2の1（2）キ（13頁））、仮にこの内容が真実であったとしても、この発言自体、何があったかを公平に尋ねるものではなく、原告娘の説明を聞かずに、蹴ったこと念頭において話を始めており、████████警部補には予断や偏見に基づく不適切な態度があったことを認めるものである。

さらに、被告は████████警部補が原告娘に対して「日本の学校に行ってるの？」などと聞いたと主張しているが（被告準備書面（1）第2の1（2）キ（13頁））、見るからに未就学児である3歳の子どもに対して「学校」に行っているかどうかを聞くなど、社会一般的に考えて不自然であり、信憑性がない。

加えて、被告は準備書面（1）25頁において、「一見して外国人と分かる原告ら」と記載している。しかし、「外国人」かどうかはすなわち日本国籍の有無であるところ、原告娘が日本国籍であることからも明らかのように、「一見して」国籍が分かることなどありえず、当該主張自体、「日本人は原告母娘のような外見をしていない」という警察官らの偏見を露呈しており、そのような偏見を持っている警察官らが、適切な対応をしたとは、到底考えられない。

2 訴外男性の言い分を一方的に信用したこと

（1）訴外男性と妻には現場説明の機会を与える一方で母子には現場で説明させないこと

被告は、「████████警部補は、訴外男性に対し滑り台の場所を案内させ、同所において本件状況について説明を求め」、「訴外男性は、████████警部補に対し、滑り台を指し示しながら滑り台における訴外子と原告娘の位置関係などについて説明」したと主張している（被告準備書面（1）11頁ないし12頁）。

また、「[REDACTED] 警部補は、…（中略）…訴外男性の妻からも事情聴取を行つた」とも主張している（同12頁）。

これに対し、[REDACTED] 警部補は、通訳をすることができる訴外通訳者が現場にいたにも拘らず、原告らに滑り台の場所で説明をさせていない。それどころか、訴外通訳者が [REDACTED] 警部補と思われる警察官に対して通訳をしようと「間に入りましょうか」と申し出たにも拘らず、[REDACTED] 警部補と思われる警察官は訴外通訳者を無視した（甲11）。

また、被告は、「[REDACTED] 巡査部長」が訴外通訳者に通訳を頼み「原告母に対して滑り台での状況を見ていたのか質問すると、原告母は「わからない。」「電話をしていた。」などと答えた」と主張している（被告準備書面（1）第2の1（2）カ（12頁ないし13頁））。

しかし、原告母は、原告娘が滑り台で遊んでいた様子を見ていたので、原告母が「わからない」と言った趣旨は、「なぜ訴外男性が怒鳴りつけてきたのかわからない」という意味であり、滑り台上の状況を「見ていなかつたからわからない」という意味ではなかつた。このとき通訳をした訴外通訳者は、警察官に通訳をした内容について、「私は何もしていないが、突然男が怒鳴りつけて來た」というような内容であり、原告母はパニック状態で、「I don't know（わからない）」とばかり言っていたが、それは「なんで訴外男性が怒鳴りつけて來たのかわからない」ということだったと述べている。また、訴外通訳者は、「電話をしていた」と通訳した記憶はないと述べている（甲11）。

（2）訴外男性と妻の主張は、その場で再現すれば、原告娘には不可能であったと分かったはずであるのに、確認を怠ったこと

被告によれば、訴外男性は、原告娘が、本件公園の滑り台の滑り面から滑り台を登ったり、滑り台上のアーチ上の手摺りにぶらさがり、足を振って訴外子を蹴ったと主張したと言うが、原告娘にはそのような身体的能力もなけ

れば、自分自身に危険が及ぶ行為をするはずがなく、訴外男性の当該主張は虚偽である。

そして、訴外男性の当該主張が虚偽であることは、原告母及び原告娘を滑り台に連れて行き、現地で原告らの説明に真摯に耳を傾け、実際にやらせてみることで、以下のとおり容易に確認できたはずで、訴外男性の主張が虚偽であることは明白となった筈である。

ア 滑り面から滑り台を登ることはできない

原告娘は、令和4年2月7日、滑り面側から滑り台を登ってみようと試みたが、滑り面の角度が急で原告娘の腕の力では登ることができなかつた（甲18【報告書】の写真⑧及び甲19の4の動画）。

かかる事実は、原告娘に滑り台に連れて行って、実際にやらせてみれば容易に確認できたはずである。

イ 滑り台上のアーチ上の手摺りにぶら下がることはできない

原告娘の本件から1か月後の令和3年7月1日段階の身長体重は、108.8センチメートル、22キログラム（保育園に確認）、令和3年6月1日から半年以上が経過して成長した令和4年2月7日時点（以下「検証実施日」という。）での計測ではあるが、原告娘が手を伸ばした場合の指先までの高さは、約125センチメートルである（甲18の写真③）。

滑り台の足場から、アーチ状の手すりの最上部までの高さが102センチメートルであることから（甲18の写真⑤の1・⑤の2）、アーチの高さよりも、原告娘の身長、手を伸ばした場合の指先までの高さの方が高い。

そのため、原告娘がアーチ状の手すりに「ぶら下がる」には、膝を曲げるか、階段側に足を投げ出して、腕を伸ばし、自分の全体重を腕で支えなければならない（別紙参照）。

さらに「足振り（スイング）」するとなると、階段側に足を投げ出して「ぶ

ら下が」った場合には、階段が邪魔をして、足振りなど不可能であることは明らかであり（別紙参照）、膝を曲げた場合には、曲げない場合よりも勢いをつけることが困難であることと、幼児の腕の力の弱さを考えると、階段の方向に階段を上っている者の胸に足が当たるくらいの角度で足を「振る」ことは、ほとんど不可能である。

検証実施日に、原告娘が滑り面側で「ぶら下がる」ことができるか実際に、検証したところ、（アーチ状の手すりの高さは、階段側のものと同じである）、両腕で自分の体重を支えることすらできず、膝を曲げて「ぶら下がる」ことすらできなかった（甲19の3の動画）。

また、地面から滑り台上の足場までの高さは、約156センチメートルで（甲18の写真④の1）、原告娘にとっては、滑り台の足場は、自分の身長よりも相当高い位置にあり、さらに高いアーチ部分を持ち、手を滑らせれば直ちに転落する急な階段側にぶら下がり足を振るなど、3歳児でも危険性を十分理解でき、恐怖を感じるのが普通である。しかも、「足振り」をするためには上記のとおり膝を曲げる必要があり（別紙参照）、膝を曲げてぶら下がると滑り台の足場や階段のステップから足が離れ、より危険性が増し、恐怖心も増すこととなり、その状態で足を振るなど、到底考えにくい。

そして、本件発生から半年以上が経過して成長した検証実施日時点できえ、原告娘に対し、階段側のアーチ状の手摺りに手をかけてぶら下がるよう促しても、恐怖を訴え、ぶら下がることは全くできなかった（甲18の写真⑥（階段側）及び写真⑦（滑り面側）、並びに甲19の1乃至3の各動画）のであり、いわんや、ぶら下がるだけではなく、足を階段足場から離して「足振り（スイング）」するなど全く持って不可能である。

以上述べてきたとおり、原告娘は、物理的にも、精神的にも「ぶら下がる」ことすらできず、ましてや「足振り」をするなど、不可能であり、かかる事実は、実際に滑り台上のアーチ状の手摺りにぶら下がらせようと試してみる

ことで、容易に確認できたはずである。

(3) 電話通訳の通訳要請受理簿（乙1、2）に予断が書かれていること

警察署内での原告らに対する聴取に当たって、電話通訳を行なった訴外■
■（以下、「訴外■」という。）の作成した通訳要請受理簿には、以下のとおり、原告娘が訴外男性の男児を蹴ったと決めつける予断を示す記載が複数確認される。

（乙1から引用）

- ① 蹊ったと思われる女の子（3歳）とその母親からの聴取
- ② 母親にすると「付近のベンチに座ってずっと見ていたが、娘は蹴ったりしていない」とのこと。両者の供述は一致しないが、①の説明も考慮すると、通報者の言い分が正しい可能性が高いと思われる。

（乙2から引用）

- ③ 母親に子供から目を離した時間が数秒でもなかったかと尋ねるも、ずっと娘を見ていたが娘は蹴っていないとの主張は変わらず。すべり台の頂上にあるアーチにぶら下がったときに足が男の子に当たったものと考えられる。

すなわち、上記①のとおり、訴外■は「蹴ったと通報された女の子」ではなく、「蹴ったと思われる女の子」と聴取対象者の原告娘を表記し、聴取の冒頭より、原告娘が訴外子を蹴ったものと考えて通訳を行なっており、通訳者で原告娘がら、原告らが嘘をついているという予断を持っている。

そして、上記②のとおり、原告母が、原告娘をずっと見ていたが訴外子を蹴っていないと主張しているにもかかわらず、客観的な状況を知り得ないはずの電話通訳に過ぎない訴外■が、通報者すなわち訴外男性の言い分が正

しいと考えている。

加えて、上記③のとおり、原告母が一貫して原告娘が蹴っていないことを主張しているにもかかわらず、重ねて、客観的な状況を知り得ないはずの電話通訳に過ぎない訴外█████が、原告娘が滑り台上のアーチにぶら下がり訴外男性の男の子を蹴ったとの認識を示している。

以上のように、客観的な状況を知り得ないはずの電話通訳に過ぎない訴外█████が、聴取当初より、原告らが一貫して否定しているにもかかわらず訴外男性の言い分が正しいという認識を有していたのは、聴取要請者である訴外█████警部補から電話通訳の要請を受ける際に伝えられた情報や、聴取時の聴取者の言動等から、聴取者が訴外男性の言い分が正しいという認識を持って聴取に臨んでおり、そのために電話通訳の訴外█████も同様の認識に至ったと考えるのが合理的である。

したがって、電話通訳を担当した訴外█████作成の通訳要請受理簿の上記①乃至③の訴外男性の言い分が正しいとする記載からしても、聴取者は聴取の当初から終了まで一貫して原告らの言い分を信用せず、訴外男性の言い分を正しいと認識していたこと、さらには、聴取内容と無関係な原告母の国籍に着目し、国籍に基づく偏見や差別感情があったことが強く推認される。

(4) 小括

繰り返し主張するとおり、訴外男性は、原告らに対し「ガイジン」等国籍や人種に基づく差別的な言動を繰り返す人物であり、これに対し、原告らは、話す言葉や服装、肌の色や顔立ちから外国出身と見られる外見である。

その外国人差別の意図を隠さない訴外男性と原告らとの本件公園におけるトラブルに関し、上記のとおり、本件公園に臨場した警察官らは、専ら訴外男性及びその妻らにトラブルの発端となったすべり台で説明を聞き、原告らの言い分を聞くことで訴外男性らの説明が不合理であることが容易に判明し

たはずであるにもかかわらず、原告らをその現場に連れて行って原告らの説明に基づいて客観的な状況を検証しようとするとしている。

さらに、訴外男性らの説明を一貫して否定している原告らを、警察署に連れて行き、█████警部補の主導のもと長時間の聴取を行う際も、一貫して外国人差別の意図を隠さない訴外男性らの言い分が正しいことを前提に原告らが誤っていると決めつけて聴取を行っており、その聴取姿勢や、電話通訳を担当した█████通訳の予断やメモからも、原告らに対して国籍に基づく予断や偏見、少なくとも無意識の差別感情があったと推測される。

3 原告らを警察署に同行する必要がなかったこと

被告は、「█████警部補は、█████巡査長らや█████巡査部長が聴取した事実を総合しても、原告母と訴外男性のトラブルの経緯等は明らかにならない上、それぞれの言い分も異なっていたことから、●●署において通訳を介した上で原告から事実関係の聴取を行う必要があると認め」たと主張している（被告準備書面（1）第2の1（2）ク（13頁））。

しかし、公園には、通訳可能で且つ協力を申し出ていた訴外通訳者がいたのであるから、わざわざ警察署において事情聴取をする必要はなかった。事実、「█████巡査長」も「█████巡査部長」も、訴外通訳者の通訳によって原告母の話を聞いていたものであり（被告準備書面（1）第2の1（1）カないし（2）カ（10頁ないし13頁））、訴外通訳者の通訳能力に問題があったとは考えられない。そうであるにも拘らず、█████警部補と思われる警察官は、訴外通訳者の通訳の申し出を無視したものである（甲11）。また、事情聴取の内容と効率を考えても、問題が発生した直後に現場で実際の滑り台を前に話を聞く方が、数時間後に警察署の室内で話を聞くよりも、遙かに正確かつ詳細な内容が聞けることは間違いない。公園で行うべき事情聴取を行わず、警察署に同行させたことには、合理的でなく、同行の必要性はなかった。

4 警察署に同行させる際に、原告母の帰宅の意向を無視したこと

被告は、「本件公園において原告母が●●署員に対し、帰宅したいなどの要望を述べることはなかった」と主張している（被告準備書面（1）第2の1（2）ク（13頁））。

しかし、原告母は、警察官らが公園に来てしばらくしてから、「息子が帰つて来るから帰宅しないといけない」、「帰宅したい」、「署には行かない」と言つており、訴外通訳者がそれを警察官らに通訳して伝えている（甲11）。したがつて、原告母は明確に帰宅の要望を述べていた。

また、被告は、「原告母に対し、●●署で話を聞きたい旨を訴外通訳者をして伝えたところ、原告母が了承した」（被告準備書面（1）第2の1（2）ク（13頁））とも主張している。しかし、警察官らは、原告母に対して警察署への同行が任意であることを伝えておらず、原告母は同行を断ることができると認識していなかつた。また、前述のとおり、原告母は訴外通訳者を介して帰宅の要望を警察官らに伝えていたところ、それにも拘らず、同行するよう一方的に告げられたものである。法律に詳しくない一般市民、特に外国出身で日本の法律に詳しくない原告母としては、同行を断れると思えるはずもない。

本件警察官らは、原告母が外国人であり、事情を説明したり、当局に逆らうことが難しい立場にあることや、それゆえに押し切っても原告母が抗議したり、抵抗することができないものと考えていたからこそ、帰宅の要望を無視して、原告らを警察署へ同行したのである。その背景に外国人や女性に対する差別的意識があることは、疑うまでもないことである。

5 原告らの個人情報を訴外男性に開示したこと

後記第5のとおり、本件警察官らは、原告らの同意がなく、必要性も認めら

れず、訴外男性によって Twitter で「晒」されるなど悪用される危険性すらあるにもかかわらず、躊躇なく、原告らの個人情報を違法に訴外男性に提供しており、結果、実際に原告らの平穏な生活が脅かされている。

外国人差別の意図を隠さず、Twitter に写真を「晒す」と述べている訴外男性に対し、同人の攻撃対象とされている原告らの個人情報を渡すことで原告方にこのような危険な事態が生じることは、容易に予見可能であり、それにも拘らず、訴外男性におもねり原告らの個人情報を漏洩した本件警察官らは、原告方の人権を軽んじており、その潜在意識には、[REDACTED] 出身の外国籍の母とその娘である原告方に対する差別的意識が根底にあると言わざるを得ない。

第5 原告らの主張3（個人情報の第三者提供の違法性）

1 原告母は訴外男性への個人情報の提供に同意していないこと

被告は、「[REDACTED] 警部補は、原告母の承諾を得た上で訴外男性に対して原告母の連絡先を教示したものであるから、個人情報保護条例上の目的外利用に該当する余地はない。」（準備書面（1）第3の2（2）24頁）と主張するが、原告母が個人情報の提供に同意していないことは、明らかである。

原告母は、公園で訴外男性から大きな声で怒鳴られ、追いかけられ、暴力を振るわれそうになり、携帯電話を奪われたりしており、訴外通訳者も原告母が訴外男性に殴られそうになっていると感じて間に入っている（甲11）。原告母と原告娘が強い恐怖を感じていたことは明らかである。このような相手に対して、自分の個人情報が提供されれば、どんなことに利用されるか分からず、直接自宅に来て危害を加えてくる可能性すらあったのであるから、原告母が提供を承諾するはずがない。大きなリスクを冒してまで同意する理由も、利益もない。

被告の主張によれば、原告母は訴外男性に個人情報を提供してよいか聞かれ、すぐに「イエス、サー」と答えたことになっているが、上記の状況から考えて、

原告母がそんなに簡単に同意するはずがなく、原告母が承諾したとする被告の主張は、極めて不自然である。

2 [REDACTED] 警部補による個人情報の提供の違法性

前述の通り、本件では原告母が個人情報の提供に同意していない以上、同意なしに訴外男性に情報が提供されている時点で、直ちに違法であるが、[REDACTED] 警部補による個人情報の提供は、以下の点からも国賠法上違法である。

(1) 訴外男性に対し原告らの情報を提供する必要がなかったこと

被告は、訴外男性が「訴外男性が民事裁判で訴えるためとの申告に基づくものであるから、連絡先を教示する必要性がおよそ認められない場合であるとまではいえない」と主張するが（準備書面（1）第3の2（2）25頁）、本件では明らかに「必要性」はない。

すなわち、民事不介入を原則とする警察活動において、警察官にトラブルの一方当事者の民事訴訟の提起の便宜を図る義務がないことは明らかであり、一方当事者から「申告」があったところで、それに応じる必要性はない。さらに被告の主張によれば、公園において、[REDACTED] 警部補は訴外男性から「民事裁判で原告母訴えたい」という話は聞いているものの、その段階では、原告らの個人情報を開示するように求められてはおらず、しかも「民事訴訟には関与しないことなどを説明」してすらいる（被告準備書面（1）第2の1（2）エ（12頁））。

訴外男性から個人情報の提供も求められておらず、原告母に承諾するか聞いてみることを約束しているわけでもなく、この状況で、個人情報提供の必要性など存在しないことは明らかである。

(2) 注意義務違反

東京都個人情報保護条例第10条3項は、「実施機関は、目的外利用・提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することができないようにならなければならない。」と規定しており、████████警部補らは、当然ながら、原告らの個人情報を提供することによって原告らの権利利益を侵害することがないよう注意義務を負っていたものである。

この点、訴外男性は、本件公園に臨場した警察官の前で、強い外国人嫌悪の言動に加え、原告らの写真をTwitterに「晒す」と発言している（甲11）。

かかる発言から、訴外男性は、原告らに対して更に権利を侵害する危険行為に及ぶ可能性の高い人物であって、同人に対し、原告らの個人情報を提供することによって、原告らの平穏な生活が侵害される危険性があることは容易に予見可能である。

そして、████████警部補は、訴外男性による度重なる強い差別的言動を把握しており、さらに公園に臨場した警察官の前で原告らの写真を「晒す」という危険な発言をしたことも把握できたはずであるから、訴外男性に原告らの個人情報を提供することによって、原告らが、訴外男性から何等かの攻撃を受け、その生活が脅かされる危険があることを十分に認識・予見できたはずである。

それにも拘らず、████████警部補らは、原告らが平穏で安全な生活を送るという権利利益が侵害されることのないようにする注意義務に反し、訴外男性に対する情報提供を漫然と行ったものであって、原告らの個人情報の提供が公務員としての注意義務に違反することは明らかである。

そして、警察官の前で原告らの写真を「晒す」と発言した訴外男性は、████████警部補らから個人情報の提供を受けた後、後述のとおり、実際に「警察から注意喚起として写真掲載の許可を得ています」とコメントし、さらに原告らの権利を侵害する投稿を度々行なっており、████████警部補らの個人情報

の提供によって、原告らは重大な権利侵害を被っている。

3 損害の拡大

(1) はじめに

既述（訴状第5の1の(2)・38、39頁）のとおり、[REDACTED]警部補から原告らの個人情報を伝えられた訴外男性は、Twitterに、原告らの写真を無断掲載し、原告らに息子を殺されかけたとか、原告らが生活保護費を不正に受給している可能性があるなど事実に反する投稿や、さらに原告らの写真について「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」などのコメントを投稿し、原告らが警察から要注意人物であるとされる存在であることをほのめかし、原告らの名誉を著しく侵害している（甲9）。

加えて、後記(2)記載のとおり、訴外男性は、Twitter次々に原告らの名誉を棄損するか、原告らの生活を脅かす投稿を繰り返しており、原告らの平穏な生活は現に脅かされている。

(2) 繰り返される原告らの権利を侵害する投稿

ア 原告娘を「殺人未遂犯」とするTwitterアカウントの存在

甲第9号証のTwitterアカウント（「[REDACTED](@[REDACTED])」）とは別の、同じく訴外男性のものと思われる2つのTwitterアカウント（「[REDACTED](@[REDACTED])」及び「[REDACTED](@[REDACTED])」）のトップページの背景には、「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」というコメントとともに公開されていた原告娘の写真（甲9の1）と同じ写真が用いられており、しかも、原告娘の顔をアップにしてその顔の横に大きく赤字で「殺人未遂犯」と記載している（甲20の1及び20の2）。

これらのアカウントには、トップページの自己紹介画面でも「アッラー、脱糞した時はコーランで拭くと良い。」（甲20の1）、「コーランはケツ拭く

ものであり火をつける物」（甲 20 の 2）、と、原告らの信仰するイスラム教を侮辱し、イスラム教嫌悪を煽る自己紹介文が掲載されている。すなわち、原告らは、このようなイスラム教嫌悪を煽るアカウントで以下のとおり悪質な個人攻撃に晒されているのである。

なお、「[REDACTED]」のアカウントのアイコン写真は、本件公園で原告らの通訳を買って出た訴外通訳者の顔写真が用いられ、顔の下に赤字で「●●区●●公園付近潜伏の犯罪者（●●は本件公園の所在する区と本件公園の名前）」と記載されている（甲 20 の 3）。

イ 訴外男性による「殺人未遂犯」ツイート

訴外男性は、令和 3 年 7 月 21 日、「[REDACTED]」の Twitter アカウントで、東京と●●区●●●児童館（伏字●●は、原告らの居住区と、近隣の児童館の名称）のツイートにリツイートする方法で、「[REDACTED] の殺人未遂犯には気をつけましょう」とコメントし、「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」というコメントとともに公開されていた原告娘と訴外通訳者の写真（甲 9 の 1）と同じ写真を掲載し、原告娘の顔の横には「殺人未遂犯」、訴外通訳者の顔の下には「[REDACTED] 区 [REDACTED] 公園付近潜伏の犯罪者」と赤字で記載している（甲 20 の 4）。

さらに、訴外男性は、同日、「東京都●●区●●●児童館」（伏字●●は、原告らの居住区と、近隣の児童館の名称。上記とは別の児童館）のツイートにもリツイートとする方法で、「●●に潜伏している [REDACTED] 人の殺人未遂犯が出入りしているタレコミがあったけど管理体制できてる？」（伏字●●は、原告らの住所の一部）とコメントし、同様に、「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」というコメントとともに公開されていた原告娘と訴外通訳者の写真（甲 9 の 1）と同じ写真を掲載し、原告娘の顔の横には「殺人未遂犯」、訴外通訳者の顔の下には「●●区●●公園付近潜伏の犯

罪者」と赤字で記載している（甲20の5）。

すなわち、訴外男性は、[REDACTED] 警部補らから伝えられた原告らの個人情報を用い、警察から「注意喚起として写真掲載を許可された」との認識で、Twitter 上で原告ら母娘が利用する可能性のある近隣の児童館に対して、原告娘を「殺人未遂犯」であると告知し、原告らの社会生活を現に困難にさせる行動をとっており、被害は甚大である。

ウ 原告母の実名を出し児童館に連絡をしたとツイート

加えて、訴外男性は、児童館のツイートにリツイートするにとどまらず、令和3年10月27日、「[REDACTED]」のTwitter アカウントで、原告母の実名を出し、「ちなみに [REDACTED] 区の児童館管轄している部署も [REDACTED] 児童館全てコイツら出入り禁止にするよう区として動くことを明言されています。」、「●●●●●の潜伏先の近くの●●●児童館、●●●児童館には連絡すると行っていた。」とツイートし、児童館や児童館を管轄する区の部署に実際に接触をして、原告らの利用を妨げるよう働きかけをしたと仄めかしている（甲20の6）。

すなわち、訴外男性が、区の児童館を管轄している部署に対し、原告娘が「殺人未遂犯」であるとして接触していると考えられ、原告らの名誉を毀損している可能性が高い。また、仮に、実際に児童館が原告らの利用を妨げるような事態とならなくとも、かかるツイートがなされていること自体、原告らが当該地で平穏な社会生活を送ることを困難にするものである。

エ 原告母の実名を出し制作会社が「自宅まで行ったみたい」とツイート

また、同日、訴外男性は、「[REDACTED]」のTwitter アカウントで、「大手芸能プロダクション勤務の友人から制作会社さんを紹介され、そこは既に●●●●●の自宅まで行ったみたい」（伏字●●●●●は、原告母の実名）

とツイートしている。

このツイートを見つけた原告母は、████████警部補らから伝えられた個人情報をもとに、自分に対する強い悪意を持っている訴外男性やその関係者が自宅付近に来たことを認識し、このまま現在の住所での生活を続けることに強い恐怖心を抱いている（甲20の6）。

オ 外国人差別のツイート

なお、訴外男性は、この他にも原告らの名前や写真をあげて外国人差別のツイートを繰り返している。

具体的には、令和3年12月16日、「████████」のTwitterアカウントで、████新聞の公式アカウントのツイートにリツイートし「差別が悪いというより差別を逆手に取って騒いでいるプロ市民がわるい 差別されるような状況を作り出しそれを変える事も出来ない無能に用はない 差別されるような事件やトラブルに外人が甥から防衛の為にも差別は必要 な? ●●●●●」（伏字●●●●●は、原告母の実名）とツイートしたり（甲20の7）、令和4年6月7日、「████████」のTwitterアカウントで、「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」というコメントとともに公開されていた原告娘の写真（甲9の1）とともに、「████はいらない」とツイートしたりしている（甲20の8）。

このように、訴外男性は、外国人に対する差別的言動を一貫して続けており、その中で、原告らの名前や写真をあげて、原告らに対する悪質な攻撃を続けている。

（3）まとめ

以上のとおり、訴外男性は、████████警部補らから原告らの個人情報の提供を受け、「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」と、警察か

ら容認されているとの認識を示した上で（甲9の1）、実際に、本事件の発生直後から、訴外男性は、複数のTwitterアカウントで、原告らに対する心ない誹謗中傷を今日まで繰り返しており、これらのツイートにより、原告らは日々恐怖に怯え、現住所において平穏な社会生活を送ることが困難となり、現在は真剣に転居先を探す事態に陥っており、原告らが継続して被っている精神的苦痛は極めて大きい。

5 小括

以上述べてきた通り、[REDACTED]警部補が、原告母の同意なく訴外男性に原告らの個人情報を提供したことが違法であることはもちろん、本件ではそもそも個人情報を提供する必要などなく、さらには、訴外男性の言動から情報が悪用される危険性が高いことを事前に認識していたにも拘らず、原告らの権利利益に配慮する義務を怠り、漫然と個人情報を提供したことにより、訴外男性がそれらの情報を悪用して、原告らの社会生活を困難にさせるほどの損害が発生しているのである。[REDACTED]警部補の訴外男性への個人情報の提供が国賠法上違法であることには、疑いがない。

以 上